

第2次瑞穂市人権施策推進指針（案）に対するパブリックコメントの実施結果について

1. パブリックコメントの実施状況について

- (1) 募集期間：令和5年1月6日（金）から2月5日（日）まで
- (2) 提出状況：3件（直接提出2件、電子メール1件）

2. ご意見と市の考え方

(1) 第2次人権施策推進指針（案）に関するご意見

No.	該当箇所	意見	市の考え方
1	59 頁 (性的少数者の人権)	<p>※赤字は追記いただきたいこと</p> <p>(3) 具体的な施策「性的指向、性自認についての知識の啓発促進」 ○市民に向けて、性的指向や性自認に対する情報を広報や市のホームページ上に掲載、リーフレット・チラシなどを作成し、正しい知識や理解の普及・啓発に努め、すべての人が暮らしやすいまちづくりを推進します。</p> <p>理由 現在の（案）では、「第1次人権施策推進指針」と同じ文言に止まっていることから、更に具体的な取組を明記の上、第2次としてより積極的且つ継続的な取組を市に期待するものです。</p> <p>(3) 具体的な施策「学習機会の充実」 ○学校教育や社会教育等で性的指向や性自認について、児童・生徒及び教職員、また市民を対象とする研修会・講習会・講演会などの学習機会を充実し、正しい知識と理解の普及を推進します。</p> <p>理由 上記と同じく、当該項目の取組内容は第1次に同じです。より具体的な「研修会・講習会・講演会などの実施」を明記いただき、各家庭内でも本内容が話題になることで、様々な年代の市民の間で理解が広がることを期待するものです。</p>	<p>具体的な取組を明記するため、「市民に向けて、性的指向や性自認（性同一性）に対する情報を広報や市のホームページ上に掲載、リーフレット・チラシなどを作成し、正しい知識や理解の普及・啓発に努め、すべての人が暮らしやすいまちづくりを推進します。」と記述します。</p> <p>具体的な取組を明記するため、「学校教育や社会教育等で性的指向や性自認（性同一性）について、児童・生徒及び教職員の学習機会を充実し、また市民を対象とする講演会等を開催し、正しい知識と理解の普及を推進します。」と記述します。</p>

No.	該当箇所	意見	市の考え方
1	59 頁 (性的少数者の人権)	<p>(3) 具体的な施策「パートナーシップ宣誓制度の導入に向けた検討と推進」</p> <p>○性的指向及び性自認に関わらず一人ひとりの人権が尊重され、多様な生き方や価値観を認め合い、誰もが自分らしく生きられる社会の実現を目指し、すことを目的に、パートナーシップ宣誓制度の導入を目標に検討し、すを推進します。</p> <p>※令和 5 or 6 年度導入予定</p> <p>理由</p> <p>具体的に当該宣誓制度の導入を実現させる目標時期を明記いただいた上で、積極的な検討を期待します。</p> <p>(3) 具体的な施策「相談窓口・相談体制の充実」</p> <p>○性的少数者当事者や家族が抱える不安や悩みなどの相談に対応する窓口を設置し、すべての人が暮らしやすいまちづくりを推進します。</p> <p>理由</p> <p>58 頁のアンケート結果からも「好奇・偏見の目で見られること」「嫌がらせを受けたり云々」の項目は高い割合を占めており、当事者やその家族などが容易に他者に相談できる内容ではないことは周知の事実です。市民の中にこれらの生きづらさを感じる人が少なからず存在する事実があると想像していただければ、本項目が具体的な施策として必須項目であると考えます。</p> <p>※利用者の有無に関わらず、「相談窓口がある」と周知徹底されることで関係市民の安心感は増します。</p>	<p>これからパートナーシップ宣誓制度等導入について検討していきます。時期については今後検討していく段階で設定したいと考えます。内容は、「性的指向及び性自認（性同一性）に関わらず一人ひとりの人権が尊重され、多様な生き方や価値観を認め合い、誰もが自分らしく生きられる社会の実現を目指しパートナーシップ宣誓制度等の導入を目標に検討をすすめます。」と記述します。</p> <p>既存の相談窓口充実や有効活用を図るため、「当事者や家族が抱える不安や悩みなどの相談に対応するため、既存の相談窓口等の充実及び周知に努め、すべての人が暮らしやすいまちづくりを推進します。」と記述します。</p>

No.	該当箇所	意見	市の考え方
2	11章 (性的少数者の人権)	<p>全体的に「セクシュアルマジョリティによるセクシュアルマイノリティへの差別をなくそう」という感じでまとめられている。第一次指針の世論はそのような流れだったが現在はマイノリティとマジョリティを区別せず、全ての人を含む概念として SOGI が一般的に使われている。敢えて LGBT、LGBTQ と区別して施策を作る必要があるのか疑問だ。</p> <p>具体的な施策としての「学習機会の充実」に関して、LGBTQ の方の自死率のリスクは異性愛者と比較してゲイ、バイセクシュアル男性の自殺リスクが 6 倍と言われている。※引用元 プラウドハウス東京【性的マイノリティの自殺対策を自治体で進めていくために】</p> <p>これは他のセクシュアルマイノリティにも自殺願望者が多く、自身の性的指向、性自認に気がつき始めた小学校低学年から芽生え始めたとの当事者からの体験談も多数聴取している。市民に向けて、教育現場に向けて、そしてひとりで抱えている当事者に向けての啓発活動が急務。</p> <p>「パートナーシップ宣誓制度の検討」については、「パートナーシップ宣誓がしたい」が LGBTQ の総意ではない。「同性婚が認められていないので宣誓がしたいカップル」と、「それによって得られる異性カップルと同等の権利が欲しいだけ」のカップルが混在しているのが実情。よって、パートナーシップ宣誓制度についての検討ではなく「全てのカップルが得られる権利」について検討すべきだと思う。</p>	<p>ご意見のとおり、SOGI が一般的となっています。市の指針に関しても、表題等を「性的指向及び性自認（性同一性）を理由とする偏見や差別」に改めます。</p> <p>啓発活動については、広報や市のホームページの活用、リーフレットなどを作成し、啓発を行っていきます。</p> <p>また、講演会等を開催し学習機会の充実を図り、正しい知識の普及に努めるため、具体的な施策に記載します。</p> <p>現在は同性婚が認められていないため、当市といたしましては、パートナーシップ宣誓制度等の導入について検討していきたいと思っております。</p>

※その他、パブリックコメントにおいて、「子どもの人権」に対するご意見をいただきましたが、今回の瑞穂市人権施策推進指針（案）に対するご意見ではございませんでしたので、市の考え方には掲載しておりませんのでご了承願います。